

第3回

若手企業内弁護士に聞く

新進会員活動委員会委員 大辻 寛人 (59期)



若手の方には、企業内弁護士が、どのような業務や活動を行い、どのような待遇を受けているのか、興味のある方も多いのではないだろうか。

そこで、今回は、法律事務所に入所後、企業内弁護士に転身した一川知弘会員に、企業内弁護士の実際と、法律事務所勤務弁護士との違い、企業内弁護士の将来像などについて、お話を伺った。

大辻：会社では、どのような仕事をしていますか。

一川：主に契約書などの書類審査や、新規事業に関する社員からの法律相談などを受けて、法律調査や研究、社内の会議への出席などを行っています。必要がある場合には、社外の弁護士へ意見照会することもあります。

また、簡裁事件などの手続などを行うこともあります。

大辻：一般社員との業務の区分けはどうなっているのですか。

一川：私も正社員として採用されているので、同じ部署の弁護士資格を持っていない他の社員と、業務の内容に違いはありません。同じ上司の下で働いています。

社内でも、弁護士ということを公表しているわけではありませんので、私が弁護士ということを知らない人も多と思います。

大辻：社内には、企業内弁護士は何人くらいいるのですか。

一川：私と同じ部署に、私を含めて3人の弁護士がいます。

大辻：弁護士ということで、特別な待遇を受けたりするということはありますか。

一川：基本的には、ありません。給与待遇などで、新卒社員よりは優遇されていますが、資格手当はつきません。私の場合は、弁護士会費なども、自己負担です。

もっとも、他の会社では、弁護士会費は会社負担というところも結構あるようですし、法律事務所と同様、待遇は勤務先によって様々なようです。

大辻：企業内弁護士を目指した理由は何ですか。

一川：私は、学部生、大学院生時代から、法律の理論的な

側面について研究したり、調査したりするのが好きでした。私が就職した会社は、証券会社ということもあって、業規制が厳しく、新規事業に際して法律上の問題が多く生じる傾向にあります。そこで、実務自体が、法律調査や研究など学究的な側面が強く、私に合っていると思ったからです。

大辻：会務活動や国選弁護、公益活動との兼ね合いはいかがですか。

一川：国選弁護は、新人研修のときに受任してからは、やっています。会務活動は、この新進会員活動委員会に参加しています。

国選弁護などについて、就業規則上の兼業禁止義務や専念義務などとの関係で、どこまで可能か、深く追求したことはありませんが、やはり、立場としては、いち会社員ですから、積極的に参加しづらいところがあります。

会務活動については、私の場合、労働につき裁量が認められる形態で採用されており、時間の融通はある程度利くので、なるべく参加するようにしたいと思っています。

大辻：以前、法律事務所に所属されていたこともあるそうですが、企業内弁護士との違いを感じることはありますか。

一川：以前も勤務弁護士だったので、指示を受けて業務を行うという点では、現在と変わりはありません。

ただ、前に所属していた法律事務所では、所長弁護士からの指示を受けることがあっても、個別の業務については単独で行うことも多かったのに比べて、会社では、ほとんどチームで行動し、単独行動は例外です。

また、法律事務所では、事件の始まりから終わりまでつきあうことになりませんが、会社では、必ずしもプロジェクトの最初から最後まで関与するというわけではありません。

大辻：勤務弁護士と企業内弁護士とで、期待される役割に違いはありますか。

一川：社員の方から、協調性が重要と言われたことがあります。また、ビジネスのできる弁護士になってほしいというようなことを言われたこともあります。

企業内弁護士の意見は、社内ではそれなりの影響力をもつものの、企業内弁護士が導き出す答えが、必ずしも企業としての考えと一致しているわけではないので、独善的にならず、社内の種々の意見にも耳を傾けてから対応して欲しいということだと思えます。

また、教科書的な、杓子定規な回答をして、ビジネスにストップをかけるのが企業内弁護士の仕事ではなく、ビジネスを適法かつスムーズに進められるようにうまく導くのが企業内弁護士の仕事であるという趣旨だと思えます。

その点は、勤務弁護士に期待される役割と、若干のニュアンスの違いがあると思えます。

だからといって、迎合的な意見のみを言うということではなく、法律専門家として、責任ある意見を言う必要はあります。逆に、企業内弁護士の方が、強く意見を言える側面もあり、それが、企業内弁護士に与えられた役割だと思えます。ビジネスの成功とコンプライアンスのバランスが大事なのだと思えます。

大辻：企業内弁護士と、外部顧問先法律事務所との関係を教えてください。

一川：客観的な立場からの法律意見書が必要な場合、特殊な事件、困難な事件などは、外部顧問先法律事務所に依頼します。

但し、最近では、会社としても、法務関連のコストを意識してか、企業内弁護士のさらなる活用を含めて、社内で解決できる部分は社内で解決しようとする意識傾向にあるように思えます。

大辻：企業が企業内弁護士に求めるものとは何だと思えますか。

一川：これも、企業によって様々だと思えますが、一般的には、私のような若手を正社員として採用する場合には、弁護士資格を有しているという自体というよりも、法律専門家としての素地の部分に期待しているのだと思えます。

実際、新卒の社員を法務部員として一から育て上げるに



一川 知弘 会員 (59期)

平成18年10月、弁護士登録。都内の一般の法律事務所に入所。
平成19年11月、企業内弁護士に転身。現在に至る。

は相当の年季を要すると言われており、その点、企業内弁護士には、法律専門家としての訓練を受けてきた者として、短期間で戦力として成長していくことが期待されていると思えます。

また、経験豊富な弁護士を採用する場合には、訴訟活動など、弁護士としての本来業務の面での活動や法務部の主宰者としての役割を期待されるものと思えます。

大辻：将来、どのような弁護士になりたいと思っていますか。

一川：業界特有の法律分野に習熟して専門性を高め、専門分野をもった弁護士になりたいと思っています。

大辻：今後、合格者も増え、企業への就職を選択肢として考える人たちも増えると思えます。そんな若手に一言お願いします。

一川：たしかに、法曹人口が増えれば、企業への就職を希望する人も増えていくと思えますね。

企業内弁護士といっても様々で、一概には言えませんが、弁護士資格を持って企業に就職した場合、早いうちから複雑で専門性の高い案件に関与できる可能性は高いのではないかと思います。また、業務の幅も法律事務所に勤務する場合と比べて、それほど狭くはないものと思えます。そういった面では、面白いと思えます。

ただ、若手の弁護士が企業に就職した場合、他の法務部員と異なった独自性を発揮したり、弁護士として成長していったりするのには、必ずしも誰かの手助けが受けられるとは限らないので、自分で努力していく必要があると思えます。

これは、私自身の課題ともいえますが、企業への就職を希望される場合は、新しい職域を拡大し、弁護士としての独自性・専門性を磨く気概を持つことが重要だと思えます。